

平成22年11月26日

於：国土交通省中央合同庁舎3号館11階特別会議室

## 交通政策審議会海事分科会

### 第19回船員部会

#### 議事録

## 目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	
議題 1. 船員に関する特定最低賃金の改正について	1
議題 2. 平成 22 年度補正予算（海事局関連）について	5
議題 3. 日本人船員に係る税制に関する検討会の設置について	6
議題 4. 無料の船員職業紹介事業の許可について（非公開）	8
3. 閉 会	9

### 【 出席者 】

（委員及び臨時委員）

公益代表    小杉委員、竹内委員、三好委員、石塚委員、今津委員、河野委員、野川委員  
労働者代表    藤澤委員、田中委員、高橋委員  
使用者代表    小比加委員、小坂委員、林委員、三木委員

（事務局）

国土交通省    後藤審議官  
    総務課    加藤企画官  
    海事人材政策課    石澤海事人材政策課長、久米雇用対策室長、川上企画調整官  
    運航労務課    山本運航労務課長  
    海技課    尾形海技課長

## 開 会

【川上企画調整官】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第19回船員部会を開催させていただきます。

事務局の海事局海事人材政策課の企画調整官の川上でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員17名中14名のご出席になりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

まず、10月8日付で新たに任命された委員で、今回の部会からご出席されている方についてご紹介させていただきます。

今津委員でございます。

【今津委員】 今津でございます。よろしくお願いいたします。

【川上企画調整官】 続いて、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料一覧をめぐっていただきまして、まず最初に資料1がございます。1枚めぐっていただきまして、資料1－参考資料1がございます。これは2枚でございます。次に資料1－参考資料2がございます。その次に資料2がございまして、縦紙が1枚とパワーポイント資料が2枚ございます。その次に資料3が合計で2枚でございます。続きまして、資料4が1枚ございまして、次に別紙が続いております。資料4－1が横紙のホチキスどめになっておりまして、あわせて2枚でございます。それから資料4－参考資料1が、あわせてホチキスどめで2枚でございます。それから資料4－参考資料2、これが縦紙で、全部で4枚でございます。配付資料は以上でございますが、皆様、よろしいでしょうか。

それでは議事に入りたいと思いますので、小杉部会長、司会進行をお願いします。

### 議題1 船員に関する特定最低賃金の改正について

【小杉部会長】 それでは早速議事を進めていきたいと思っております。

まず、議題1の船員に関する特定最低賃金の改正についてでございます。

本議題については、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金専門部会及び漁業（大型いか釣り）最低賃金専門部会を設けて審議を行っていただいておりますので、まず、それぞれの部会における審議経過のご報告をいただいた上で審議をすることとしたいと思います。両専門部会長として審議をまとめていただいた石塚委員からご報告をお願いいたします。

【石塚臨時委員】 それでは先週 17 日に同日開催いたしました、「漁業（遠洋まぐろ及び大型いか釣り）最低賃金専門部会」についてご報告いたします。

初めに、「漁業（遠洋まぐろ）最低賃金専門部会」についてご報告いたします。

同専門部会は 15 時から開催いたしました。初めに委員の紹介が行われ、その後、専門部会長の選任について諮られ、私が専門部会長に選任されました。

続きまして、海事局から諮問の趣旨説明があった後、関係船員及び関係使用者に対する意見聴取に関する官報公示を行ったものの、いずれからも意見の申し出はなかった旨の報告が行われました。

続いて、水産庁から遠洋まぐろはえなわ漁業の状況について、そして海事局から当該漁業の賃金実態及び労使間協定の状況、陸上労働者に係る最低賃金に関する状況等について、それぞれ資料に基づき説明が行われました。

その後、最低賃金額の検討に入り、労使双方から意見が述べられました。まず、使用者側からは漁業利益が毎年マイナスという極めて厳しい状況にあること、非常に厳しい経営環境に置かれていることから、据え置きとしてもらいたいとの意見が出されました。一方、労働者側からは現在の遠洋まぐろ漁業の置かれている状況は理解しているが、賃金支払い実態と最低賃金額との乖離、未組織漁船員を守るためにも、最低賃金額を引き上げるべきとの意見が出されました。労使の意見に相違がございましたので、私から審議を一時中断して労使で協議していただくことといたしました。

約 1 時間を超える協議の後、再開後、使用者側からこの産業を存続するためには労使協調が必要であるとの共通の認識が得られたが、今年度は最低賃金額を引き上げない、つまり据え置きすることをお願いしたとの意見が、また労働者側からは据え置きもやむなしとの意見が出されました。労使の意見を踏まえて、今年度の最低賃金額は据え置きということをご提案いたしまして、労使の各委員のご了承をいただきました。

したがいまして、専門部会としては資料 1 の記 1 のとおり、遠洋まぐろ最低賃金については、最低賃金額 19 万 2,200 円の改定は行わないことが適当であるという結論といたしまして、「漁業（遠洋まぐろ）最低賃金専門部会」は終了いたしました。

続きまして、「漁業（大型いか釣り）最低賃金専門部会」についてご報告いたします。

この専門部会は遠洋まぐろに先立ち、13 時から開催いたしました。初めに委員の紹介が行われ、その後、専門部会長の選任について諮られ、私が専門部会長に選任されました。

続きまして、海事局から諮問の趣旨説明があった後、関係船員及び関係使用者に対する

意見聴取に関する官報公示を行ったものの、いずれからも意見の申し出はなかった旨の報告が行われました。

続いて、水産庁から大型いか釣り漁業の状況について、海事局から当該漁業の賃金実態及び労使間協定の状況、陸上労働者に係る最低賃金に関する状況等について、それぞれ資料に基づき説明が行われました。

その後、最低賃金額の検討に入り、労使双方から意見が述べられました。まず、労働者側から、平成19年度の合意に基づき、今年度も400円引き上げるべきとの意見が出されました。使用者側からは、約束は守らなければならないことは理解しているが、船齢に見合う修繕維持費、大量に消費せざるを得ない燃料油の高値安定などの非常に厳しい経営環境にあることから、本来であれば400円引き上げるところを、労働者側の理解が得られれば200円の引き上げにとどめたいとの意見が出されました。労使の意見に隔たりは見られましたが、使用者側も過去の経緯については理解を示していることから、私から審議を一時中断して労使双方で協議していただくことにいたしました。

再開後、労使双方から今年度は最低賃金額を200円引き上げることです承との意見が出されました。このような労使の意見を踏まえて、今年度の最低賃金額については200円の引き上げを提案し、労使双方の各委員の了承をいただきました。

したがいまして、専門部会としては資料1の記2のとおり、大型いか釣り最低賃金については、最低賃金額19万6,400円を19万6,600円に改定することが適当であるという結論といたしまして、「漁業（大型いか釣り）最低賃金専門部会」を終了いたしました。

以上をもちまして、「漁業（遠洋まぐろ及び大型いか釣り）最低賃金専門部会」の経過及びその結果についてのご報告を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

**【小杉部会長】** ありがとうございます。両専門部会の部会長として大変ご努力をいただいた石塚委員、また、労使の委員の方々に対して感謝を申し上げたいと思います。

それでは、ただいまのご報告につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、どうぞよろしく願います。

どうぞ。

**【高橋臨時委員】** 最低賃金の決定に当たりまして、関係各位の皆さんにお礼を申し上げます。

1点だけ、ちょっと質問させていただきたいんですが、この最低賃金の適用が現在、大

型いか釣りでございますけれども、30トン以上がいか釣り漁業ということで、中型、大型という垣根が現在ございません。そういった中で、平成19年までは大型、中型ということがあって、平成19年8月の一斉更新以降は一本化されています。いか釣りの最低賃金の拡大についてはこの場で結論が出ておりますので、それ以外に、今後懸念をされる問題として、現在は185トンが大型と中型の垣根となっているんですが、185トンを超える中型船の建造が現在業界で検討されているとお伺いいたしております。そうしますと、新たな概念の船舶が出現します。今後、185トンを超える船が旧中型いか釣りの権利を持って建造をされるのか、それから旧大型いか釣りの許可を持って建造されるのか、この部分によって、大きく隔たりが出て、適用、非適用船が出てくるのかなという懸念をいたしております。

この問題について、この船員部会の下に勉強会なり協議会なりをつくっていただいて、その場で検討させていただければ、我々としても非常にありがたいと思っております。もし、勉強会なり検討会がない場合、この扱いをどの場でどのようにして検討するのか、結論を出すのか、その辺が現在明確ではありませんので、将来の検討課題として事務局当局にお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

**【小杉部会長】** 高橋委員から185トンを超える船についてどう考えるのか、あるいは勉強会、検討会ということも考えているのかというご趣旨のご質問でしたけれども、当局でお答えをお願いします。

**【石澤海事人材政策課長】** 事務局からお答えさせていただきます。これまでの中型いか釣り船が代船されて、仮に総トン数185トンを超える船舶が出てきた場合には、農林水産省でどういう形で許可をされるのかということもかかわってまいりますので、そういったこともらみながら、仮に見直しが必要となる場合には、どのような形にするか検討してまいりたいと考えております。検討会、あるいは協議会といった形で開催すべきかどうかということも含めて、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**【小杉部会長】** 今の検討の結果は、当部会に報告されるのですか。

**【石澤海事人材政策課長】** はい。船員部会の場でご報告するなり、関係の皆様のご合意が得られるような形で行いたいと思っております。

**【小杉部会長】** 高橋委員、今のようなお答えですが、どうでしょうか。

【高橋臨時委員】 はい、結構です。そのようによろしくお願いします。

【小杉部会長】 ではほかに、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

では、特にないようでございますので、船員に関する特定最低賃金（漁業（遠洋まぐろ）最低賃金及び漁業（大型いか釣り）最低賃金）の改正については、資料1の案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【小杉部会長】 それでは、資料1のとおり決定し、海事分科会長にご報告することといたします。

#### 議題2 平成22年度補正予算（海事局関連）について

続きまして、議題2の平成22年度補正予算（海事局関連）について事務局からご報告をお願いいたします。

【原田総務課企画官】 それでは資料2、平成22年度補正予算の概要についてご説明申し上げます。

補正予算につきましては、10月8日に緊急総合経済対策という形で閣議決定されておりますが、本日、国会で成立の見通しでございます。海事局関係といたしましては、グリーン投資の促進という項目の中で、低炭素型内航海運船舶等の導入支援という形で、2つの予算項目、計30億円を要求いたしました。

1つ目につきましては、内航海運船舶投資の促進ということで、独立行政法人の鉄建機構の船舶共有建造制度を活用して、特定の省エネ船舶等への船舶使用料を軽減するという予算措置を行っているものでございます。これは昨年度も補正で対応をしておりますが、引き続き今年度も同様の内容を措置したというものでございます。

もう1つの項目ですが、内航海運船舶関連輸送機器導入の促進とありますが、具体的には海運事業者が購入する陸上輸送のシャーシやトラクターヘッドについての補助を行うというものでございます。

具体的にもう少し詳しくご説明申し上げたいと思います。2ページ目をごらんください。まず、鉄建機構の船舶共有建造制度関係の補正予算でございます。真ん中を見ていただきますとわかりますが、大きく省エネ対策に資する船舶、それから国際コンテナ戦略港湾、

具体的には阪神港と京浜港でございますが、ここに就航する内航フィーダー用のコンテナ船、この2つに対して船舶使用料のうちの金利分を軽減するというものでございます。省エネ対策の船舶といたしましては、CO<sub>2</sub>を12%以上削減する船舶については、金利の0.4%分を軽減する。さらに16%以上は0.4プラス0.2の0.6%、スーパーエコシップにつきましては、0.4プラス0.6の1%の金利軽減を行うというものでございます。さらに、国際コンテナ戦略港湾に就航する内航フィーダー用コンテナ船については0.2%、これは両方組み合わせもできますので、例えばスーパーエコシップを内航フィーダーに使うことになれば、1.0プラス0.2の1.2%の軽減が受けられるというものでございます。船舶使用料の軽減という形で、最終的には船舶建造の促進をねらうというものでございます。

続きまして3ページです。これまでも船舶そのものの改造、例えばプロペラをつけかえるとか塗料を塗り替えるといった省エネ改造の補助は行ってきたわけでございますが、今回はさらに船舶以外のトラクターヘッドやウイングシャーシを海運事業者が購入する場合に、その購入費の3分の1を補助するというものでございます。

事業のイメージを見ていただきますと、今まで陸走によって輸送していた貨物を海運にモーダルシフトする。そのために、海上航送の横持ちとなる工場から港、その部分を海運事業者が自前でトラクターヘッド、ウイングシャーシを用意して、一貫して海上運送事業者が輸送する形によってモーダルシフトを進めていく、こういうねらいでございます。

輸送機器についての補助は、これまであまりなかったものですが、今回の補正でこういう形の措置ができたというものでございます。

補正については簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

【小杉部会長】 ありがとうございます。

それでは今の、本件についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。これは、あるとすれば使用者側かな……、何かございますか。

【小比加臨時委員】 特にございません。

### 議題3 日本人船員に係る税制に関する検討会の設置について

【小杉部会長】 よろしいですか。では、特にないようですので、次の議題に移りたいと思います。

議題3の、日本人船員に係る税制に関する検討会の設置について、事務局からご報告を



お願いいたします。

【石澤海事人材政策課長】 それでは日本人船員に係る税制に関する検討会につきまして、本船員部会の方でもこれまでいろいろとご発言等もございました。本日、検討会を設置、開催する運びとなりましたので、ご報告させていただきます。

資料3をごらんください。日本人船員に係る税制につきましては、従来、全日本海員組合から要望があったところでもございまして、国土交通省は平成22年度、昨年度の税制要望におきまして、外航日本人船員志望者増大のためのインセンティブとして、外航日本人船員に係る所得税、それから住民税の2分の1を軽減する措置を財務省及び総務省に要望したところでもございますけれども、特定の職種のみ優遇することはできないといった理由などによりまして、認められなかったところでもございます。

その後、全日本海員組合が(財)日本海事センターに委託されて、諸外国における船員関係税制につきましていろいろ調査を進めてこられたと承知しておりますけれども、そういった諸外国における船員税制について、我が国税体系にどういった形で導入ができるかどうかといった課題は依然として残っており、かなり難しい問題でもございますので、23年度、来年度の要望は見送りましたけれども、24年度要望を目指すべく、今般、検討会を海事局に設置しまして、税法の専門家の方々にも参画をいただいて、いろいろな課題の解決方法につきまして、外航日本人船員を中心に検討することとした次第でございます。

本日午前10時から、第1回目の会議を開催したところでございまして、全体では5回程度の検討会を開催することを予定しております。24年度要望に間に合うように、来年の夏までに要望の方向性を取りまとめることができればと考えております。本日の第1回検討会におきましては、第1回でもございますので、船員関係税制の概要につきまして、昨年度の要望の経緯でありますとか、諸外国における船員税制の事例などにつきましてご説明した上で、フリーディスカッションを行ったところでございます。今日、税の必要性とか効果とか、そういったことなどにつきましていろいろなお意見をいただきましたので、次回以降、具体的に論点整理をしながら検討を深めていきたいと考えております。

簡単でございますが、以上でございます。

【小杉部会長】 ご報告ありがとうございます。本件について、何か質問、ご意見ございますでしょうか。

藤澤委員、どうぞ。

【藤澤臨時委員】 国土交通省の前向きな検討会の立ち上げと、ここの別紙についてお

られます諸先生方の活発な、これからの論議の過程を経た取りまとめに非常に期待をしているところでございます。

この船員税制の問題は、やはり交通政策審議会国際海上輸送部会及びヒューマンインフラ部会においても、ここ2年ぐらい前からいろいろな取りまとめが行われております。我が国が海洋貿易立国である限り、やはり国策として日本の商船隊、あるいは船員政策をどのように構築していくのか、そういう視点でいろいろな論議がこの検討会の中でも展開されました。

そういった意味で、国土交通省あるいは財務省が、特定業種に対する税制改革という視点だけでなく、やはりそういう日本の経済安全保障、あるいは国民生活の安定に大きく海上輸送部隊は必要でございますので、約6万人の船員がおりますけれども、日本人船員が3,000人弱、2,400名ぐらいの職員しかございません。現状は、もう外国人、日本人のコスト論争ではなくて、やはりこういったいろいろな国の国家的な経済安全保障の側面からも、ここは日本人船員主権の及ぶ、日本国民による日本人船員の確保、育成に大きな役割を果たすわけでございますから、ぜひ24年度に向けて、国土交通省の取りまとめにも期待しますし、我々もいろいろな説明をいたします。ぜひ実現に向けて、国交省の取りまとめをお願いしておきたいと思っております。

以上です。

**【小杉部会長】** 貴重なご意見、また当局に対するご要望もありましたけれども、ありがとうございました。何か当局で、ここで発言をされることはございますか。

**【石澤海事人材政策課長】** この問題はなかなか難しい、ハードルが高い課題ではありますが、24年度要望を目指すべく、理論武装といえますか、きちんとした検討を行っていきたいと思っております。

また、こちらの部会にもタイミングを見てご報告させていただければと思っております。

以上でございます。

#### 議題4 無料の船員職業紹介事業の許可について

**【小杉部会長】** ありがとうございました。

では、よろしいでしょうか。他になければ次の議題に移りたいと思っております。

議題4、無料の船員職業紹介事業の許可についてでございますが、本件については個別事業者の許可に関する事項であり、企業の個別情報も多数含まれておりまして、公開する

ことにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書きの規定により、審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

(関係者以外退席)

## 閉 会

【小杉部会長】 どうもありがとうございました。

これで、本日の予定された議事はすべて終了しました。事務局から何かございますでしょうか。

【川上企画調整官】 次回の部会でございますが、12月は年末ということもあり、お休みさせていただきまして、次回は1月28日、金曜日の14時からとさせていただきますと思いますので、よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【小杉部会長】 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第19回船員部会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様にはご出席いただき、熱心に審議をしていただき、ありがとうございました。

— 了 —